

平成17年7月14日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣

尾辻 秀久

諮 問 書

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第46条第3項、第48条第4項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第5項において準用する場合を含む。）、第53条第3項及び第58条第3項、第74条第3項、第81条第3項、第88条第3項、第97条第4項及び第110条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）をそれぞれ別紙1及び別紙2のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

介護報酬単位の見直し案

現 行	改 正 案
<p>1 通所介護費</p> <p>※ 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所介護事業所において通所介護計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</p> <p>2 通所リハビリテーション費</p> <p>※ 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき39単位を所定単位数に加算する。</p> <p>3 短期入所生活介護費(1日につき)</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費(I)</p> <p>a 要支援 831 単位</p> <p>b 要介護1 875 単位</p> <p>c 要介護2 946 単位</p> <p>d 要介護3 1,016 単位</p> <p>e 要介護4 1,087 単位</p> <p>f 要介護5 1,157 単位</p>	<p>1 通所介護費 (削除)</p> <p>2 通所リハビリテーション費 (削除)</p> <p>3 短期入所生活介護費(1日につき)</p> <p>イ 短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型短期入所生活介護費</p> <p>(一) 単独型短期入所生活介護費(I)</p> <p>a 要支援 597 単位</p> <p>b 要介護1 641 単位</p> <p>c 要介護2 712 単位</p> <p>d 要介護3 782 単位</p> <p>e 要介護4 853 単位</p> <p>f 要介護5 923 単位</p> <p>(二) 単独型短期入所生活介護費(II)</p> <p>a 要支援 679 単位</p> <p>b 要介護1 723 単位</p> <p>c 要介護2 794 単位</p> <p>d 要介護3 864 単位</p> <p>e 要介護4 935 単位</p> <p>f 要介護5 1,005 単位</p>

従来型個室

多床室

(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	765 単位
b 要介護 1	799 単位
c 要介護 2	854 単位
d 要介護 3	909 単位
e 要介護 4	964 単位
f 要介護 5	1,019 単位

(三) 単独型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	723 単位
b 要介護 1	752 単位
c 要介護 2	797 単位
d 要介護 3	843 単位
e 要介護 4	889 単位
f 要介護 5	934 単位

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	797 単位
b 要介護 1	841 単位
c 要介護 2	912 単位
d 要介護 3	982 単位
e 要介護 4	1,053 単位
f 要介護 5	1,123 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	731 単位
b 要介護 1	765 単位
c 要介護 2	820 単位
d 要介護 3	875 単位
e 要介護 4	930 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) 併設型短期入所生活介護費

(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)

a 要支援		563 単位
b 要介護 1		607 単位
c 要介護 2	従来型個室	678 単位
d 要介護 3		748 単位
e 要介護 4		819 単位
f 要介護 5		889 単位

(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)

a 要支援		645 単位
b 要介護 1		689 単位
c 要介護 2	多床室	760 単位
d 要介護 3		830 単位
e 要介護 4		901 単位
f 要介護 5		971 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

f 要介護 5	985 単位
(三) 併設型短期入所生活介護費(Ⅲ)	
a 要支援	689 単位
b 要介護 1	718 単位
c 要介護 2	763 単位
d 要介護 3	809 単位
e 要介護 4	855 単位
f 要介護 5	900 単位
□ 小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(1) 単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(一) 要支援	952 単位
(二) 要介護 1	982 単位
(三) 要介護 2	1,029 単位
(四) 要介護 3	1,077 単位
(五) 要介護 4	1,125 単位
(六) 要介護 5	1,172 単位
(2) 併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費	
(一) 要支援	918 単位
(二) 要介護 1	948 単位
(三) 要介護 2	995 単位
(四) 要介護 3	1,043 単位
(五) 要介護 4	1,091 単位
(六) 要介護 5	1,138 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 :  
1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

□ ユニット型短期入所生活介護費	
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	675 単位
b 要介護 1	705 単位
c 要介護 2	752 単位
d 要介護 3	800 単位
e 要介護 4	848 単位
f 要介護 5	895 単位
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)	
a 要支援	641 単位
b 要介護 1	671 単位
c 要介護 2	718 単位
d 要介護 3	766 単位
e 要介護 4	814 単位
f 要介護 5	861 単位
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要支援	641 単位

ユニット型個室

ユニット型準個室

ユニット型個室

b 要介護1	671 単位
c 要介護2	718 単位
d 要介護3	766 単位
e 要介護4	814 単位
f 要介護5	861 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（\*））に対して、単独型短期入所生活介護費、併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、当分の間、それぞれ単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）、併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

\* 別の告示で以下の内容を規定  
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、単独型短期入所生活介護費、併設型短期入所生活介護費を支給する場合は、それぞれ単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）、併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（\*）に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

\* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること  
・ 指定短期入所生活介護事業所 10.65㎡以下

※ 栄養管理体制加算  
イ 管理栄養士配置加算 12 単位  
ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配

4 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	949 単位
b 要介護 1	983 単位
c 要介護 2	1,032 単位
d 要介護 3	1,085 単位
e 要介護 4	1,139 単位
f 要介護 5	1,192 単位

置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(\*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(\*)  
\*) 指定短期入所生活介護事業所において行われていること。

- \* 別の告示で以下の内容を規定  
医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- \*\* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

4 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 要支援	698 単位
b 要介護 1	732 単位
c 要介護 2	781 単位
d 要介護 3	834 単位
e 要介護 4	888 単位
f 要介護 5	941 単位

従来型個室

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	863 単位
b 要介護 1	889 単位
c 要介護 2	931 単位
d 要介護 3	973 単位
e 要介護 4	1,015 単位
f 要介護 5	1,057 単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援		797 単位
b 要介護 1		831 単位
c 要介護 2	多床室	880 単位
d 要介護 3		933 単位
e 要介護 4		987 単位
f 要介護 5		1,040 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.6 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 要支援		685 単位
b 要介護 1		719 単位
c 要介護 2	ユニット型個室	768 単位
d 要介護 3		821 単位
e 要介護 4		875 単位
f 要介護 5		928 単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援		685 単位
b 要介護 1		719 単位
c 要介護 2	ユニット型準個室	768 単位
d 要介護 3		821 単位
e 要介護 4		875 単位
f 要介護 5		928 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。\*)に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

\* 別の告示で以下の内容を規定  
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(\*)に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

\* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること  
・介護老人保健施設 8.0㎡以下

※ 栄養管理体制加算  
イ 管理栄養士配置加算 12単位  
ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23単位  
注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け



□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費  
 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)  
 (一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	950 単位
b 要介護 1	984 単位
c 要介護 2	1,094 単位
d 要介護 3	1,332 単位
e 要介護 4	1,433 単位
f 要介護 5	1,524 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	905 単位
b 要介護 1	924 単位

出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(\*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(\*)  
 \*) 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

\* 別の告示で以下の内容を規定  
 医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食  
 \*\* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費  
 (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)  
 (一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要支援		667 単位
ii 要介護 1		701 単位
iii 要介護 2		811 単位
iv 要介護 3	従来型個室	1,049 単位
v 要介護 4		1,150 単位
vi 要介護 5		1,241 単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)		
i 要支援		798 単位
ii 要介護 1		832 単位
iii 要介護 2		942 単位
iv 要介護 3	多床室	1,180 単位
v 要介護 4		1,281 単位
vi 要介護 5		1,372 単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)		
i 要支援		622 単位
ii 要介護 1		641 単位

c	要介護 2	1,033 単位
d	要介護 3	1,193 単位
e	要介護 4	1,349 単位
f	要介護 5	1,391 単位

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a	要支援	874 単位
b	要介護 1	894 単位
c	要介護 2	1,005 単位
d	要介護 3	1,156 単位
e	要介護 4	1,313 単位
f	要介護 5	1,354 単位

iii	要介護 2	750 単位
iv	要介護 3	910 単位
v	要介護 4	1,066 単位
vi	要介護 5	1,108 単位

従来型個室

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要支援	753 単位
ii	要介護 1	772 単位
iii	要介護 2	881 単位
iv	要介護 3	1,041 単位
v	要介護 4	1,197 単位
vi	要介護 5	1,239 単位

多床室

(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i	要支援	591 単位
ii	要介護 1	611 単位
iii	要介護 2	722 単位
iv	要介護 3	873 単位
v	要介護 4	1,030 単位
vi	要介護 5	1,071 単位

従来型個室

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i	要支援	722 単位
ii	要介護 1	742 単位
iii	要介護 2	853 単位
iv	要介護 3	1,004 単位
v	要介護 4	1,161 単位
vi	要介護 5	1,202 単位

多床室

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a	要支援	686 単位
b	要介護 1	720 単位
c	要介護 2	830 単位
d	要介護 3	1,068 単位
e	要介護 4	1,169 単位
f	要介護 5	1,260 単位

ユニット型個室

(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	686 単位
b 要介護 1	720 単位
c 要介護 2	830 単位
d 要介護 3	1,068 単位
e 要介護 4	1,169 単位
f 要介護 5	1,260 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（\*））に対して、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、当分の間、それぞれ病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）を算定する。

\* 別の告示で以下の内容を規定  
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）を支給する場合は、それぞれ病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）、病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ）の病院療養病床短期入所療養介護費（ii）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（\*）に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

- \* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
- ・ 介護療養型医療施設（病院）

6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12 単位
- ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（\*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（\*）指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

\* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

\*\* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	929 単位
b 要介護 1	965 単位
c 要介護 2	1,017 単位
d 要介護 3	1,069 単位
e 要介護 4	1,120 単位
f 要介護 5	1,172 単位

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 要支援	842 単位
b 要介護 1	875 単位
c 要介護 2	921 単位
d 要介護 3	967 単位
e 要介護 4	1,013 単位
f 要介護 5	1,059 単位

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	646 単位
ii 要介護 1	682 単位
iii 要介護 2	734 単位
iv 要介護 3	786 単位
v 要介護 4	837 単位
vi 要介護 5	889 単位

従来型個室

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要支援	777 単位
ii 要介護 1	813 単位
iii 要介護 2	865 単位
iv 要介護 3	917 単位
v 要介護 4	968 単位
vi 要介護 5	1,020 単位

多床室

(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要支援	559 単位
ii 要介護 1	592 単位
iii 要介護 2	638 単位
iv 要介護 3	684 単位
v 要介護 4	730 単位
vi 要介護 5	776 単位

従来型個室

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要支援	690 単位
ii 要介護 1	723 単位
iii 要介護 2	769 単位
iv 要介護 3	815 単位
v 要介護 4	861 単位
vi 要介護 5	907 単位

多床室

(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)

a 要支援	717 単位
b 要介護 1	753 単位

c 要介護 2	ユニット型個室	805 単位
d 要介護 3		857 単位
e 要介護 4		908 単位
f 要介護 5		960 単位

(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)

a 要支援	717 単位	
b 要介護 1	753 単位	
c 要介護 2	ユニット型準個室	805 単位
d 要介護 3		857 単位
e 要介護 4		908 単位
f 要介護 5		960 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。\*)に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

\* 別の告示で以下の内容を規定  
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)、診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(\*)に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要